

令和5年度事業計画

更生保護法人 栃木県保護観察協会

基本方針

連絡助成事業及び一時保護事業を行う更生保護法人として、宇都宮保護観察所と緊密な連携のもとに、次に掲げる事業を実施し、栃木県の更生保護事業の充実強化を図るとともに、法人の経営基盤の整備充実に努める。

事業計画

1 助成事業

- (1) 継続保護事業を営む更生保護法人尚徳有隣会及び更生保護法人栃木明徳会に対する助成を行う。
- (2) 栃木県保護司会連合会の活動に対して助成を行う。
- (3) 更生保護女性会及びBBS会の活動並びに協力雇用主会等の育成活動に対して助成を行う。
- (4) デジタルを活用した更生保護活動の円滑化を推進するために助成を行う。

2 世論啓発事業

- (1) 機関紙「更生保護とちぎ」を年3回発行し、更生保護事業に対する世論の啓発に努める。
- (2) 第73回“社会を明るくする運動”を始めとする犯罪や非行の防止に努めるとともに、栃木県の安全で安心なまちづくりの推進に努める。

3 連絡調整事業

- (1) 更生保護関係諸団体の連携を強化するため、連絡協議会を共催する。
- (2) 令和5年度栃木県更生保護事業関係者顕彰式を共催する。
- (3) 更生保護法人全国更生保護法人連盟、更生保護法人日本更生保護協会、更生保護法人関東地方更生保護事業協会等全国や関東管内の関係諸団体と緊密な連携を図る。
- (4) 犯罪をした人又は非行のある少年の改善更生と犯罪予防活動のための支援、協力をする。
- (5) 心神喪失者等医療観察法の円滑な実施について支援、協力をする。
- (6) 犯罪被害者支援制度の円滑な実施について支援、協力をする。
- (7) NPO法人栃木県就労支援事業者機構の円滑な運営に対し支援、協力をする。

- (8) 再犯の防止等の推進に関する法律の円滑な推進について支援、協力をする。
- (9) 栃木県再犯防止推進計画の円滑な実施及び、各市・町における推進計画策定に向け支援、協力をする。

4 一時保護事業

- (1) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、処遇規程に従って、適切な保護を行う。
- (2) 就労援助費給与事業の身元保証システム要領に従い、この事業を円滑に実施する。

5 運営基盤の整備充実

- (1) 広く各界各層に当協会に対する理解を求め、寄付金、賛助会員及び特別賛助会員の募集活動を行う。
- (2) 県下の仏教関係者より一層の理解と協力を得て「栃木県更生保護事業仏教協力会」の充実強化に努める。
- (3) 県下の神社関係者の理解と協力を求め更生保護事業に対する協力者の増強に努める。
- (4) 栃木県等地方公共団体を始め関係機関・団体の理解と協力を得るための働き掛けを強化する。

6 その他当協会の目的を達成するために必要と認める事業を行う。